

5/24 - 6/8

DETAINED MAIL EXAMINED
BY U.S.I. & C.S.
No. 25-3

May 24 - 1943

月 日

拝復 五月二十日付宛
信書一昨日到着拝見致

しすし左記各事の由を心致し申し在知方も
皆々各事に不自由な生活を続け居り申す
は未だ全快の致し申せんか今急になんか静養の
事はなすと思ひ申すから申す心静下只静養の
して居れば気遣ふなすと思ひ申す
出来申せん毎日の臥し居る記きたりして静かにして
居り申すけ慢貴下のインカム TAX の事で申す
貴が在は三月廿日付日本文にて詳しく書か
して置やすたが未だ受取りに成り申せぬ
を此本の手はブックが揃はぬから申すか手間取り
からと因ひの謬めこの月の延期を申請して置
三月十二日に申す書と書下と文子と三人
各個人のと又パーテナールシップのふと部令四部

をジャコブ John Davis Co. の手を経て郵送して送りました

ハートリーシツアの利益は我々は未だ其分配は不許可
 又使用せし居る者つけられしは自分等に割合は
 細税を納めたる者にして在る三人は税金
 は三人共同の税金から生収して世具は抑税勢
 四者へ申立て、量り申した三人の税金は

774 24166 G.S. 16445 Fumukko 23125 文子は

昨年中働いて給料を得る居るから (W.R.A. の給料は含む)
 比較して所得も税金も多いため

ホテルは引継ぎ景気良好にて毎月延滞金
 邦定あり、手付が三人共同預金の 90% に預入
 として居るため
 而して右タキス申告書は一月の延期を効かせ

置きて未だ延期の許可迄の来る前ハ届書と
 送りし未だ左様が税務署から書下り行き左様
 返書が私の方へも来し未だ即ち我々の
 夕下る申告書がコンパニース Co. の手を経て来
 した故に四月五日に税務署に着いたのが四月十日
 まで延期の旨をいしてあるが許可迄を添付して
 来たが左様めに届出を言いつたのと思はれたので
 あらふと思ひますかう五日三日の日に許可迄と
 規定通り申告をして居る方を左面に税務
 署へ送し置きし置かすし左様合算でも判
 明する事と有ります中隣はあつた
 下さうなつおりに致しませぬ又三月廿
 日の抄書には文子の趣意の事や書下り
 書に及びるに付ての参考等も書下り
 之れと同じ紙式五枚でした

紙の裏面に前後して

為井孝人君の再審を受けらるる事には
注意を有し考案の事は詳しく相違あり
貴下は表送し取返しを以て其の旨を
早申受取りに取り付し其の

1942年のインカハスチス
別送送し取返しを以て其の旨を
裁下したる日1941年のスチス
表と同封して別送送し取返し

Mrs. S. Stamos
P.O. S. Stamos

Richard George 36-10-C
Hunt, Idaho

DETAINED ALIEN
ENEMY MAIL
EXAMINED
BY 25-3
U. S. I. & N. S.

[Faint, illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page]